

静岡市議会タブレット端末等使用基準

(令和4年10月11日制定)
(令和8年4月1日一部改正)

1 目的

この基準は、静岡市議会（以下「市議会」という。）が議員及び議会事務局職員等に貸与するタブレット端末等の管理及び使用に関し必要な事項を定めることにより、タブレット端末等の適正な運用及びサイバーセキュリティの確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 議会タブレット

市議会が業務のために導入し、貸与するタブレット端末本体をいう。

(2) 端末等

議会タブレット及びその付属品並びに議会タブレットにインストールされたアプリケーションをいう。

(3) ネットワーク

議会タブレットをインターネットに接続するために市議会が設置し、又は契約する通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、当該情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく当該情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

端末等の使用に係る脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃その他のサイバー攻撃又は部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(2) 端末等の不適切な使用、操作・設定ミス、紛失、盗難、保守又はメンテナンスの不備、点検機能の不備、機器の故障その他の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

4 適用範囲

この基準は、端末等及びネットワークの管理者及び使用者に適用する。

5 管理者

端末等及びネットワークの管理者は、議会事務局長とする。

6 使用者

端末等の使用者は、次のとおりとする。

- (1) 議員
- (2) 議会事務局職員
- (3) その他議長が必要と認める者

7 使用範囲

端末等は、次の事項において使用することができる。

- (1) 本会議、委員会及び協議等の場等（以下「会議等」という。）
- (2) 議案の研究及び会議等の準備における情報の閲覧・収集
- (3) 議員、議会事務局職員及び当局職員間の情報伝達
- (4) 議会が主催する研修等
- (5) その他議長が必要と認める場合

8 使用者の遵守義務

使用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、端末等の使用に当たっては、この基準及び別に定める端末等の使用に関する注意事項、禁止事項等を遵守しなければならない。

9 情報セキュリティ対策

上記3の脅威に対応するため、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 物理的セキュリティ
端末等及びネットワークの管理について、盗難防止その他の物理的な対策を講じる。
- (2) 人的セキュリティ
情報セキュリティに関し、使用者が遵守すべき事項を定めるとともに、教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (3) 技術的セキュリティ
端末等及びネットワークの管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策その他の技術的対策を講じる。
- (4) 事故発生時の対応
端末等の使用中に、紛失、ウイルス感染等の事故が発生した場合における対応手順を定める。

10 情報セキュリティに関する点検の実施

管理者は、端末等及びネットワークの適正な運用状況を検証するため、定期的に又は必要に応じて情報セキュリティに関する点検を実施するものとする。

11 基準の見直し

この基準に関して見直しが必要なときは、各会派代表者会議で協議し、決定する。

12 基準の位置付け

この基準は、議員による端末等の使用に関し、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく情報セキュリティ基本方針として位置付けるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。